

平成16年度弁理士試験
短答式筆記試験問題集

〔 1 〕 特許法又は実用新案法に規定する期間に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 拒絶査定の際の送達があった日から30日以内であれば、特許出願を取り下げることができるが、その後その特許出願を取り下げることができる場合はない。
- (ロ) 特許出願 A に基づく優先権の主張を伴う特許出願 B がなされた場合、特許庁長官は、A の出願の日から 1 年 6 月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、B について出願公開をしなければならない。ただし、B について出願公開の請求はなかったものとする。
- (ハ) 特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会の予稿集が、2004年2月29日(日曜日)に発行された。この場合、発明の新規性の喪失の例外(特許法第30条第1項)の規定の適用を受けるためには、2004年8月30日(月曜日)までに特許出願をしなければならない。
- (ニ) 実用新案登録出願が2001年1月22日(月曜日)にされ、2001年7月4日(水曜日)に登録された。この場合、第4年分の登録料は、2004年1月22日(木曜日)までに納付しなければならない。
- (ホ) 2000年4月6日(木曜日)にされた特許出願に係る特許権の存続期間は、延長登録の出願により、最長、2025年4月6日(日曜日)まで延長することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔 2 〕 指定商品又は指定役務に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録出願において、「米国ニューヨーク州でデザインされたメガネ」は、指定商品とすることができる。
- (ロ) 商標登録出願において、「操作方法の説明とともにするコンピュータの小売」は、指定役務とすることができる。
- (ハ) 商標登録出願において、「薬品無添加の菓子の軽車両による輸送」と「公共機関への手続等に関する情報の提供」は、一出願で両役務とも指定役務とすることができる。
- (ニ) 商標登録出願において、「当せん金付証券の発売」は、指定役務とすることができる。
- (ホ) 商標登録出願において、「インターネットを通じてダウンロード可能な音楽」は、指定商品とすることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔 3 〕 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定における特許の保護に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 加盟国は、人の治療のための診断方法を特許の対象から除外することができるが、動物の治療のための診断方法を特許の対象から除外することはできない。
- 2 加盟国は、植物の品種の保護については、特許と効果的な特別の制度の両方によることを定めることができる。
- 3 特許の保護期間は、出願日から20年をもって終了しなければならない。
- 4 強制実施権は、その設定の理由によっては、排他的なものとすることができる。
- 5 強制実施権は、当該強制実施権を享受する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合でなくても、譲渡できることがある。

〔４〕意匠登録の対象について、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 包装紙は、特定の形状を有しない模様と色彩の結合したものであるから、意匠登録の対象となることはない。
- (ロ) アイスクリームや生菓子は、時間の経過により変質してその形状が変化するものであるから、意匠登録の対象となることはない。
- (ハ) 門柱、石灯籠、墓石、家屋、滑り台、鉄塔は、いずれも土地に定着させるものであるが、意匠登録の対象となることがある。
- (ニ) バラの造花は、自然物の形状、模様、色彩を模したものであるから、意匠登録の対象となることはない。
- (ホ) タイプフェイスは、意匠登録の対象となることがある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔 5 〕 特許権の侵害訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許権侵害訴訟の係属中に、当該特許を無効にすべき旨の審決が確定した場合には、当該特許権に基づく損害賠償請求が法律上認容されることは、あり得ない。
- 2 物を生産する方法の発明についての特許権の侵害訴訟において、被告が、その物と同一の物 A を生産している場合には、その物が当該特許出願前に日本国内において公然知られた物であるか否かにかかわらず、その同一の物 A は、当該方法により生産したものと推定される。
- 3 裁判所は、特許権に基づく差止請求の訴訟において、当該特許発明が新規性を欠いて当該特許が明らかに無効と認められる場合には、権利の濫用として、その請求を棄却することができるが、明らかに無効とすべき理由が進歩性の欠如である場合には、その請求を棄却することができない。
- 4 特許権者は、特許権侵害訴訟において、当該特許発明を全く実施していない場合や実施する能力がない場合であっても、その特許発明の実施料相当額を自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。
- 5 特許権侵害訴訟において、損害が生じたことが認められる場合に、その損害の額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨や証拠調べの結果に基づいて、相当な損害額を認定しなければならない。

〔 6 〕 次の ~ の空欄に適切な語句を選んで入れると、不正競争防止法のいわゆる周知の商品表示に関する最高裁昭和63年7月19日判決の内容についてのまとまった文章になる。 ~ の空欄に入れるべき語句の組合せとして、最も適切なものは、どれか。

自己の商品表示が不正競争防止法第2条第1項第1号にいう周知の商品表示に当たると主張する甲が、これと類似の商品表示の使用等をする乙に対してその差止め等を請求するには、差止請求について 、損害賠償の請求について において、周知性を備えていることを要し、かつ、これをもつて足りる。同号の規定は、周知性具備の時期を限定しているわけではなく、周知の商品表示として保護するに足る事実状態が形成された 、 右周知の商品表示と類似の商品表示の使用等によつて商品主体の混同を生じさせる行為を防止することが、周知の商品表示の主体に対する不正競争行為を禁止し、公正な競争秩序を維持するという同号の趣旨に合致する。

- | | | |
|---|-----------------------------------|--------|
| 1 | も | も |
| | 現在(事実審の口頭弁論終結時) | |
| | としても | 現在において |
| 2 | も | も |
| | 乙が対象とされている類似の商品表示を使用等した各時点 | |
| | 以上 | その時点から |
| 3 | も | も |
| | 両者の混同が生じた時点 | |
| | 以上 | その時点から |
| 4 | は現在(事実審の口頭弁論終結時) | は |
| | 乙が損害賠償請求の対象とされている類似の商品表示を使用等した各時点 | |
| | 以上 | その時点から |
| 5 | は現在(判決時) | は |
| | 乙が警告を受けた時点 | |
| | 以上 | その時点から |

〔 7 〕 出願公開に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許出願が外国語書面出願である場合、特許出願人は、特許法第36条の2第2項に規定する外国語書面の翻訳文が特許庁長官に提出されていなければ、出願公開の請求をすることができない。
- (ロ) 出願公開の請求は、特許出願の取下げをする場合に限り、取り下げることができる。
- (ハ) 特許庁長官は、願書に添付した要約書の記載が特許法第36条第7項の規定に適合しない場合であっても、その要約書を特許公報に掲載しなければならない。
- (ニ) 特許法第65条第1項に規定する出願公開に基づく補償金請求権は、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知ったときは、特許権の設定の登録の日から3年を経過した後は行使することができない。
- (ホ) 特許出願が実用新案登録出願に変更され、当該実用新案登録出願が実用新案登録を受けた場合であっても、特許法第65条第1項に規定する出願公開に基づく補償金請求権を行使できる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔 8 〕 意匠登録出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたものではなく、また、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでもないものとする。

- (イ) 意匠登録出願 A に係る「携帯電話機」のアンテナ部分に係る部分意匠イが、A の出願の日前に出願された他人の意匠登録出願 B に係る「携帯電話機」の意匠口の一部と類似である場合において、B について拒絶をすべき旨の査定が確定したとき、イについては、口の一部と類似であることを理由として意匠登録を受けることができない場合がある。
- (ロ) 甲は、特許出願 A を意匠イについての意匠登録出願 B に変更した。この場合において、A 及び B がパリ条約第 4 条による優先権の主張を伴うものであるときは、甲がイを A の出願の日の 10 月前に自ら刊行物に公表していたときであっても、甲は、B に係るイについて意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ハ) 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して意匠法第 3 条第 1 項第 2 号に該当するに至った意匠について、その者が、その該当するに至った事実を知った日から 6 月以内に意匠登録出願をすれば、その意匠について、常に、意匠法第 4 条第 1 項(意匠の新規性の喪失の例外)の規定の適用を受けることができる。
- (ニ) 補正の却下の決定に基づく新たな意匠登録出願をした者は、当該意匠登録出願に係る意匠について、意匠法第 4 条第 2 項(意匠の新規性の喪失の例外)の規定の適用を受けることができる場合はない。
- (ホ) 甲が意匠イについて意匠登録出願 A をし、同日に乙がイと類似する意匠口について意匠登録出願 B をした場合において、特許庁長官が意匠法第 9 条第 5 項の規定に基づき甲及び乙に同条第 2 項の協議を命じたが、同条第 5 項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がなかったときは、甲はイについて意匠登録を受けることができる場合はない。

- 1 1 つ
- 2 2 つ
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5 つ

〔 9 〕 商標登録出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録出願に係る商標が地名を表示する標章のみからなる場合、当該指定商品に係る商品が、その商標の表示する土地において現実に生産、販売されていないければ、その商標は、その商品について商標法第3条第1項第3号にいう産地又は販売地を表示する標章に該当することはない。
- (ロ) 指定商品を「コーヒー、ココア、コーヒー飲料」とする商標登録出願に係る商標が、その商品の産地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であつて、「コーヒー」について使用により識別力を有するに至った商標(商標法第3条第2項)に該当する場合、当該商標は、指定商品のすべてについて商標登録を受けることができる。
- (ハ) 商品の包装の形状であつて、その商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標は、使用をされた結果、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるものであれば、商標登録を受けることができる。
- (ニ) ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、商標登録出願時に、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないときは、商標登録されることがない。
- (ホ) 「株式会社」の承諾を得ていない、第三者の商標登録出願に係る「」の文字よりなる商標は、商標法第4条第1項第8号の「他人の名称」を含む商標であることを理由に、商標登録されることがない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔10〕特許協力条約に基づく国際出願に関し、国際調査機関が国際調査報告の作成と同時に作成する書面による見解(以下、「国際調査機関による見解書」という場合がある。)について、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際予備審査報告が作成された場合又は作成される予定の場合を除き、国際事務局は、国際調査機関による見解書に「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)」なる表題を付した報告を作成し、出願人に送付する。また、国際事務局は、優先日から30月経過した後に、当該報告を請求のあった指定官庁に送付する。
- 2 国際予備審査請求は、国際調査報告及び国際調査機関による見解書若しくは条約第17条(2)(a)〔国際調査報告を作成しない場合〕の宣言を国際調査機関が出願人に送付した日から3月、又は当該国際出願の優先日から22月のいずれか遅く満了する期間内に行わなければならない。
- 3 国際出願の出願人が国際予備審査を請求した場合、当該国際出願に係る国際調査機関による見解書は、国際予備審査機関の書面による見解とみなされる。ただし、国際予備審査機関は、国際事務局に通告を行うことにより、特定の国際調査機関が作成した書面による見解を国際予備審査機関の書面による見解とみなさないことができる。
- 4 国際調査機関及び国際予備審査機関として行動する国内官庁は、国際予備審査を国際調査と同時に開始したときには、国際調査機関として国際調査機関による見解書を作成しなくてもよい場合がある。
- 5 国際調査機関による見解書は、当該見解書に係る国際出願の請求の範囲に記載されている発明がすべて新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有するものと認める見解を示している場合には、国際公開される。

〔11〕特許法に規定する訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特許法第172条第1項に規定するいわゆる詐害審決は、考慮しないものとする。

- 1 裁判所は、特許無効審判の審決に対する訴えの提起があったときは、特許庁長官に対し、当該事件に関する法律の適用について意見を求めなければならない。
- 2 裁判所は、審決に対する訴えに係る事件について、5人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の判決をすることができる。
- 3 裁判所は、特許無効審判の審決に対する訴えの提起があった場合に、特許権者が当該特許について訂正審判を請求したことにより、その特許無効審判においてさらに審理をさせることが相当であると認めるときは、当該審決を取り消さなければならない。
- 4 特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審の審決に対する訴えは、その再審の請求人又は被請求人を被告としなければならない。
- 5 通常実施権の設定の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額に不服がある場合、裁定の謄本の送達があった日から30日を経過した後は、その額の増減を求める訴えを提起することができない。

〔12〕特許法に規定する手続に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許出願の願書に添付すべき要約書には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要と共に特許公報に掲載することが最も適当な図に付されている番号を記載しなければならない。
- (ロ) 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続が、保佐人の同意を得て被保佐人により追認された場合は、その手続がされた時にさかのぼって有効になる。
- (ハ) 特許出願の願書に添付すべき明細書の発明の詳細な説明には、発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他の当業者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載しなければならない。
- (ニ) 特許庁長官又は審判官は、中断した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。
- (ホ) 2人以上が共同して特許出願をし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、その代表者が当該特許出願の拒絶査定不服審判の請求を行うことができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔13〕 著作者に関して、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 法人は、著作権法第15条の職務著作の要件を満たさない場合であっても、従業者と契約を締結することにより、著作者となることができる。
- 2 プログラムの作成を他社に委託し、名義を委託会社のものとして公表する場合、当該プログラムの著作者は委託会社となる。
- 3 小説家が、映画製作のために脚本を書き下ろした場合、小説家が、脚本の著作者となる。
- 4 漫画家に雇用された助手が描いた主人公の絵の著作者は、その絵が漫画家の指図に従って描かれたとしても、その助手になる。
- 5 新聞社の従業員が新聞に掲載するために多数の記事を執筆し、そのうちの一部が実際に新聞に無記名で掲載されたという場合、残りの記事については従業員が著作者となる。

〔14〕商標の審判、登録異議の申立てに関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 使用権者の不正使用による商標登録の取消しの審判(商標法第53条第1項)の審決があった後、その審判の請求を取り下げたときは、その審判の請求人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができる。
- (ロ) 登録異議の申立ての審理においては、審判官は、その申立てがされていない指定商品又は指定役務についても、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えた場合、商標登録を取り消すべき旨の決定をすることができる。
- (ハ) 「a」及び「b」を指定商品とする登録商標イについて、「a」についての使用許諾を受けた通常使用権者が、「b」についてイの使用をしたことにより、他人の業務に係る商品と混同を生じさせたとしても、当該商標登録が、使用権者の不正使用による商標登録の取消し審判(商標法第53条第1項)により取り消される場合はない。
- (ニ) 不使用を理由とした商標登録の取消しの審判の請求に係る登録商標がローマ字からなる場合において、商標権者が、いわゆる駆け込み使用でなく、その審判の請求の登録前3年以内に日本国内において、その請求に係る指定商品について当該登録商標を片仮名に変更した商標を使用していたことを証明しても、その商標登録は、当該審判により取り消される場合がある。
- (ホ) 商標登録がされた後において、その登録商標が地方公共団体又はその機関を表示する標章であって著名なものと同一又は類似のものとなったときは、そのことを理由として、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔15〕特許協力条約に基づき、米国籍を有する出願人が受理官庁として米国特許商標庁に英語で国際出願し、当該国際出願に基づいて指定国日本で特許を受けるべく国内段階に移行するためとする手続きについて、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 当該国際出願の出願人が複数ですべて在外者であっても、国内処理基準時までには、特許管理人によらないで手続をすることができる。
- (ロ) 出願人が条約第19条(1)〔国際事務局に提出する請求の範囲の補正書〕の規定に基づく補正をしたときには、国際出願日における請求の範囲及び当該補正後の請求の範囲の両方の日本語による翻訳文を提出しなければならない。
- (ハ) 出願人は、当該国際出願についての「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)」が日本語で作成されていない場合は、日本語による翻訳文を提出しなければならない。
- (ニ) 出願人は、当該国際出願が優先権を主張している場合であって、優先権書類を優先日から16月以内に受理官庁に提出している場合は、指定官庁としての日本国特許庁に優先権書類又はその写しを提出しなくてよい。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔16〕組物の意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- 1 同時に使用される2個の物品に係る意匠と、同時に使用される3個の物品に係る意匠が、それぞれ全体として統一がある場合において、それらを一まとめにして組物の意匠として意匠登録出願した後に、その意匠登録出願を分割してそれぞれ組物の意匠についての新たな意匠登録出願としても、組物の意匠として意匠登録を受けることができる場合はない。
- 2 「一組のコーヒーセット」の構成物品の表面の花柄模様が、全体として統一があるとき、その部分の花柄模様に係る部分意匠について、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。
- 3 意匠登録出願Aに係る「スピーカーボックス」の意匠が、Aの出願の日前に出願され、Aの出願後に意匠権の設定の登録を受けて意匠公報に掲載された、意匠登録出願Bに係る「一組のオーディオ機器セット」の組物を構成する物品のうちの「スピーカーボックス」の意匠と類似するとき、Aに係る意匠は、意匠登録を受けることができない。
- 4 同時に使用される2以上の物品であるが、経済産業省令で定める組物のいずれにも属さない物品に係る意匠について意匠登録出願をしたとき、その物品が経済産業省令で定める組物を構成する物品に準ずるものであれば、組物の意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。
- 5 組物の意匠の意匠登録について、その組物を構成する1つの物品の意匠が、当該意匠登録出願前に公然知られた意匠に類似することを理由として、当該意匠登録を無効とすることについて意匠登録無効審判を請求することができる場合がある。

〔17〕次の ~ の空欄に適切な語句を選んで入れると、著作権法上の複製の概念に関する最高裁昭和53年9月7日判決の内容についてのまとまった文章になる。
~ の空欄に入れるべき語句の組合せとして、最も適切なものは、どれか。

著作物の複製とは、既存の著作物に□□□□、その□□□□を覚知させるに足りるものを再製することをいうと解すべきである。既存の著作物に接する機会がなく、従って、その存在、内容を知らなかった者は、これを知らなかったことにつき過失が□□□□、既存の著作物と同一性のある作品の作成により、著作権侵害の責任を□□□□。

- | | | | |
|---|----------------|--------|-------------|
| 1 | 依拠し
負わない | 形式 | ない場合のみ |
| 2 | 依拠せずとも
負う | 形式 | あると否とにかかわらず |
| 3 | 依拠し
負う | 内容及び形式 | ある場合には |
| 4 | 依拠し
負わない | 内容及び形式 | あると否とにかかわらず |
| 5 | 依拠せずとも
負わない | 内容及び形式 | ない場合のみ |

〔18〕商標(標章)及びその手続き等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 願書の商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち、商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分は、その部分が商標の一部であるか否かを記載した書面の提出がないときは、その商標の一部であるとみなされる。
- (ロ) 独立して法律行為をすることができない未成年者は、法定代理人の同意を得れば、商標登録出願に関する手続を行うことができる。
- (ハ) 他人の登録防護標章と色彩のみが異なる商標であって、その登録防護標章に係る指定商品について使用するものは、商標法第4条第1項第12号に該当するから、商標登録されることがない。
- (ニ) 商標権者が存続期間の満了の日までに更新登録の申請を行わなかった場合、存続期間の満了の日から6月以内であれば、商標法第40条第2項に定める所定の登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付することにより、専用使用権者は、利害関係人として、当該商標権の存続期間の更新をすることができる。
- (ホ) 標準文字で商標登録出願したものの登録商標の範囲は、願書に記載した商標に基づいて定めるのではなく、これを標準文字で現したものに基づいて定められる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔19〕特許法第29条の2の規定(いわゆる拡大された範囲の先願)又は第39条(先願)に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、出願は、国際特許出願でもなく、また、分割、変更に係るものでもないものとする。

- (イ) 2以上の発明を包含する特許出願Aの一部を分割して新たな特許出願Bをしたとき、Bの審査において、特許法第29条の2の規定の適用については、Bの出願をした日を基準に行われる。
- (ロ) 発明者でない者であって特許を受ける権利を承継しないものがした特許出願は、特許法第39条第1項の規定の適用については、特許出願でないものとみなされる。
- (ハ) 外国語でされた国際特許出願は、特許法第184条の9に規定する国内公表がされなければ、特許法第29条の2に規定する他の特許出願としての地位を有する場合はない。
- (ニ) 特許出願Aに係る発明と意匠登録出願Bに係る意匠とが同一である場合において、AとBが同日にされたものであるときは、特許庁長官は、相当の期間を指定して、協議をしてその結果を届け出るべき旨を出願人に命じなければならない。
- (ホ) 発明者甲がした特許出願Aに係る発明が、Aの出願の日前に発明者乙が出願をし、Aの出願後に出願公開がされた特許出願Bの願書に最初に添付した図面のみに記載された発明と同一であるときは、AはBがあることを理由として、特許法第29条の2の規定の適用を受ける場合はない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔20〕 関連意匠に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- (イ) 甲が意匠イについての意匠登録出願Aと同日に、意匠ロ及びハについて、イを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願B及びCをした場合において、ハがロにのみ類似するときは、甲はハについてイを本意匠として意匠登録を受けることができない。
- (ロ) 関連意匠の意匠権は、本意匠の意匠権が登録料不納付により消滅したときは、同時に消滅する。
- (ハ) 甲が本意匠イの意匠権及びその本意匠に係る関連意匠ロ及びハの意匠権を有している場合、甲は本意匠イの意匠権についての通常実施権のみを乙に許諾することができる。
- (ニ) 甲が本意匠イの意匠権及びその本意匠に係る関連意匠ロ及びハの意匠権を有している場合において、本意匠イの意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、甲は関連意匠ロ及びハの意匠権を分離して移転することができる。
- (ホ) 本意匠イ及びその関連意匠ロの意匠権を有する者は、イの意匠権のみを放棄することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔21〕特許協力条約における国際予備審査に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 出願人が、国際予備審査請求書を提出した後に条約第19条(1)〔国際事務局に提出する請求の範囲の補正書〕の規定に基づく補正書を提出する場合には、出願人は、その補正書を国際事務局に提出すると同時に、その写し及び同条に規定する説明書の写しを国際予備審査機関にも提出しなければならない。
- 2 国際予備審査機関が、出願人に対し、書面により、請求の範囲に記載されている発明が進歩性を有しない旨の見解を示し、期間を指定して答弁を求めるときは、指定する期間は、いかなる場合にも通知の日の後1月未満とはされない。
- 3 国際予備審査機関は、国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、請求の範囲の減縮又は追加手数料の支払いを求めなければならない。
- 4 国際出願について国際予備審査請求を行った場合であって、当該国際出願について国際調査報告が作成されず、条約第17条(2)(a)〔国際調査報告を作成しない場合〕の宣言がされた場合には、国際予備審査報告が、当該国際出願について作成されることはない。
- 5 国際予備審査において、出願人は、国際予備審査機関に、請求の範囲についての補正書を1回に限り提出することができる。

〔22〕営業秘密に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 営業秘密の不正な開示に対する民事的な救済は、不正競争防止法に営業秘密の保護に関する規定が置かれる前でも、不法行為として損害賠償が認められる場合があった。
- 2 退職した従業員が在職中適法に取得した営業秘密(記録媒体等に記録されていないもの)を開示したとしても、不正競争防止法の刑罰規定の適用はない。
- 3 取締役は営業秘密記録媒体等に記録されていない営業秘密を不正に開示した場合でも、不正競争防止法の刑罰規定の適用を受ける可能性がある。
- 4 秘密保持契約をすることなく、取引先に営業秘密を開示した場合には、不正競争防止法による保護を受けられなくなる。
- 5 知的財産の貿易的側面に関する協定の義務を履行するため、営業秘密に係る訴訟については、訴訟代理人にのみ、証拠を開示する制度が定められている。

〔23〕延長登録無効審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 延長登録無効審判は、何人も請求することができる。
- 2 存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、常に、その延長登録による存続期間の延長は初めからされなかったものとみなされ、当該特許権は、その延長登録がないとした場合における存続期間の満了をもって消滅する。
- 3 存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決に対する訴えにおける被告は、特許庁長官ではない。
- 4 2以上の請求項に係る特許について、延長登録によって特許権の存続期間が延長されている。この場合、延長登録無効審判は、その請求項ごとに請求することができる。
- 5 延長登録無効審判に関する費用は、その審判の請求人が負担しなければならない。

〔24〕不正競争防止法によって与えられる損害賠償について、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 営業秘密である顧客名簿の使用による不正競争に対する損害賠償請求については、侵害行為を組成した物の譲渡数量を基準とする損害額が認められる。
- 2 技術的制限手段の回避装置の販売による不正競争に対する損害賠償については、技術的制限手段の回避装置の販売によって受けるべき金銭の額が損害賠償として認められる。
- 3 外国の商標権者の日本における代理人による商標の使用による不正競争に対する損害賠償請求については、侵害行為を組成した物の譲渡数量を基準とする損害額が認められる。
- 4 商品等表示の使用による悪意の不正競争に対する損害賠償については、侵害者が侵害によって得た利益の3倍を上限とする損害賠償が認められる。
- 5 商品の原産地表示の使用による不正競争に対する損害賠償請求については、その原産地表示の使用によって受けるべき金銭の額に相当する金銭の請求が認められる。

〔25〕商標(標章)登録出願の不登録事由に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標法第4条第1項第7号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」とは、商標の構成自体が、きょう激、卑猥、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような、社会公衆の利益に反し社会の何人にも商標登録を認めるべきでない商標に限られる。
- 2 防護標章登録出願に係る標章が先願に係る他人の登録商標と同一であって、当該防護標章登録出願に係る指定商品がその先願に係る他人の登録商標の指定商品と同一であるときは、その標章は、防護標章登録を受けることができない。
- 3 商標登録出願に係る商標が先願に係る他人の登録商標と類似するものであって、当該商標登録出願に係る指定商品がその先願に係る他人の登録商標の指定商品と類似するものである場合には、その他人の承諾を得たときは、出願人は、当該商標登録出願に係る商標について商標登録を受けることができる。
- 4 商標登録出願に係る商標が商標法第4条第1項第6号に規定する「公益に関する団体であって営利を目的としないもの」を表示する標章と類似する場合、当該標章が査定時に著名であっても、出願時に著名でなければ、当該商標登録出願は、そのことを理由としては拒絶されない。
- 5 不使用を理由とする商標登録の取消しの審判の請求人が、指定商品のすべてについて商標登録を取り消すべき旨の審決を得た場合、当該審判の請求人が取り消された商標登録に係る商標について商標登録出願をしたときは、当該審決が確定した日から1年を経過していなくても、商標登録を受けることができる。

〔26〕特許を受ける権利に関し、次の(イ)～(ハ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許を受ける権利は、質権の目的とすることができない。
- (ロ) 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。
- (ハ) 特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなれば、第三者に対抗することができない。
- (ニ) 特許出願後における特許を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない。
- (ホ) 従業者がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定の条項は、無効とする。
- (ヘ) 従業者は、契約、勤務規則その他の定により、職務発明について使用者に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ以上
- 5 なし

〔27〕マドリッド協定の議定書に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 国際出願を受理した日が国際登録の日となるのは、本国官庁による当該国際出願受理日から2月以内に、国際事務局が当該国際出願を受理した場合である。
- (ロ) 国際登録による標章の保護について国際事務局から領域指定の通報を受けた締約国の官庁が、国際事務局に対し、当該締約国においては当該標章に対する保護を与えることができない旨の拒絶の通報を行う際には、その拒絶は、当該拒絶の通報を行う官庁に直接求められた標章登録についてパリ条約上援用可能な理由に基づく場合にのみ行うことができる。所定の通報期間内に、暫定的又は最終的な拒絶の通報を国際事務局に対して行わなかった官庁は、当該標章の保護を拒絶する権利を失う。
- (ハ) 国際事務局における標章登録を受けるにあたっては、基本手数料と、国際分類の類の数が3を超える場合の追加手数料と、領域指定についての付加手数料を必ず前払しなければならない。
- (ニ) 国際登録の日から5年の期間が満了する前に、基礎出願、基礎出願による登録又は基礎登録が取り下げられた国際登録であっても、その国際登録の名義人であった者は、一定の条件のもとに、同一の標章について、領域指定が行われていた締約国における国内出願に変更することができ、変更された出願は、国際登録の日(事後指定による保護の場合には事後指定の日)に出願されたものとみなされる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔28〕 実用新案登録無効審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 実用新案登録無効審判は、利害関係人に限り請求することができる。
- 2 実用新案登録無効審判において、訂正があり、その訂正により審判請求書の請求の理由を補正する必要がある場合は、被請求人が当該補正に同意しなくとも、審判長は、その請求の理由の要旨を変更する補正を許可することができる。
- 3 実用新案登録を無効にすべき旨の審決に対する訴えが提起された後に、実用新案権者が訂正をしたときは、裁判所は、その審決の適法性に関する審理をすることなく、決定をもって、その審決を取り消すことができる。
- 4 実用新案登録無効審判において、請求人及び被請求人がいずれも、実用新案技術評価書を証拠として提出していない場合であっても、その実用新案技術評価書を資料として審理をすることは許される。
- 5 実用新案権者が侵害者甲に対してその権利を行使した後に、当該実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合、その実用新案権者が当該権利行使によって甲に与えた損害を賠償する責任を免れることはない。

〔29〕著作物に関して、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 国や地方公共団体が作成した文書は、公共の目的で作成されたものであり、著作権を主張させることは妥当とはいえないので、著作権の目的とはならない。
- 2 システム設計書、フローチャート、プログラム使用マニュアルは、プログラムそれ自体とは異なり、電子計算機を直接作動させるものではないけれども、著作物として保護され得る。
- 3 応用美術作品について意匠権を取得した者は、もはや当該作品について著作権の保護を受けることはできない。
- 4 職業別電話帳は、電話番号を配列したものに過ぎないので、著作物として保護されない。
- 5 小説に挿絵が挿入されて発表された場合には、両者を含めたものが共同著作物となる。

〔30〕意匠登録出願の分割・変更に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許出願人は、その特許出願が出願として特許庁に係属している間は、いつでも意匠登録出願へ変更することができる。
- (ロ) 2以上の意匠を包含する意匠登録出願について拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合、当該意匠登録出願の出願人は、その意匠登録出願の一部を分割して新たな意匠登録出願とすることができる。
- (ハ) 2以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を分割して新たな意匠登録出願とする場合、もとの意匠登録出願について意匠法第4条第2項(意匠の新規性の喪失の例外)の規定の適用を受けるために同法第4条第3項の規定に従い提出された書面であって、新たな意匠登録出願について同法第4条第3項の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願について改めて提出する必要はない。
- (ニ) 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を商標登録出願に変更することができる場合がある。
- (ホ) 組物全体として統一がある組物の意匠に係る意匠登録出願Aにつき、出願を分割して、Aの一部を当該組物を構成する一の物品についての新たな意匠登録出願Bとすることができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔31〕商標登録出願等の補正、補正の却下等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正が、これらの要旨を変更するものと商標権の設定の登録があった後に認められたときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。
- 2 商標登録の無効の審判においては、その審判の請求書に記載した請求の理由について、その要旨を変更する補正が認められる場合はない。
- 3 色彩を変更する補正であっても、補正後の商標が、願書に最初に記載した商標に類似する商標であって、色彩をその商標と同一にするものとするればその商標と同一の商標であると認められるときは、商標法第70条により、その補正は、要旨を変更するものとして却下される場合はない。
- 4 審判請求書が審判請求の方式(商標法第56条において準用する特許法第131条第1項)に違反していることを理由として命じられた補正命令に対し、請求人が従わず、その請求書が決定をもって却下された場合、これに不服があるときは、特許庁長官に対し、行政不服審査法上の不服申立てをすることができる。
- 5 願書に最初に「第9類 電子計算機」及び「第42類 電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」の2区分にわたる商品及び役務を記載して出願した商標登録出願において、その指定商品及び指定役務並びに商品及び役務の区分を「第42類 電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，電子計算機の貸与」の1区分とする補正は、指定商品又は指定役務の要旨を変更するものとして却下される場合はない。

〔32〕パリ条約のストックホルム改正条約に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 現在、同盟に属しない国で新たにこの条約の締約国となる国は、加入書において加入の効果がこの条約第1条から第12条までの規定には及ばないことを宣言している同盟国との関係において、この条約を適用しないとすることができる。
- 2 この条約において、各同盟国は、他の同盟国の国民に対し、内国民に現在与えており又は将来与えることがある利益と同一の利益を与えなければならず、内国民に比して他の同盟国の国民を有利に取扱ってはならない。
- 3 この条約には、同盟国において特許を取得した特許権者が、その特許に係る物を非同盟国で製造してその同盟国に輸入する場合にも、その特許は効力を失わない、との規定はない。
- 4 自国が対外関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用する旨の通告が、書面により世界知的所有権機関の事務局長になされた場合、その通告は、事務局長が当該通告を受領した日に効力を生ずる。
- 5 同盟国Xの領水に他の同盟国Yの船舶が入った場合、その船舶の船体の附属物に関するX国の特許権の対象である発明をその船舶内で使用する行為は、領水に入ることが一時的であり、かつ、当該発明を使用する行為が専らその船舶の必要のために使用する行為であっても、当該特許権を侵害することになるが、X国をY国の航空機が通過した場合、その航空機の附属物の構造に関するX国の特許権の対象である発明を使用する行為は、その通過が一時的であるときには、当該特許権を侵害することにはならない。

〔33〕特許法に規定する特許権者の権利に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権者は、通常実施権を許諾したときは、当該設定行為で定めた範囲について専用実施権を設定することができない。
- (ロ) 特許権者は、特許権の存続期間が特許法第67条第2項に規定する政令で定める処分に基づいて延長されているときに、当該処分とは異なる処分に基づいて延長登録を受けることができる場合がある。
- (ハ) 特許権者は、その特許発明がその特許出願の日の出願に係る他人の特許発明を利用するものであるときは、業としてその特許発明の実施をすることができない。
- (ニ) 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければその特許発明の実施をすることができない場合がある。
- (ホ) 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得ないで、その特許権について他人に通常実施権を許諾することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔34〕不正競争防止法の技術的制限手段及び著作権法の技術的保護手段について、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 技術的制限手段を回避する装置を販売する行為が不正競争となる場合に、その行為がたとえ不正の目的でなされたとしても、不正競争防止法上の罰則は科されない。
- 2 情報提供サービスに用いられている技術的制限手段を回避して複製する装置を販売することは、提供されている情報が著作物である場合に限り、不正競争となる。
- 3 契約者にのみ視聴することを許諾している放送局の用いている技術的保護手段を回避することによって視聴する行為は、著作権侵害となる。
- 4 著作権者は、複製を制限する技術的保護手段を用いる場合、著作権法上の保護を受けるためには、その保護手段は1回の複製を認めるものでなければならない。
- 5 著作権法は、デジタル録画機器の製造者に、技術的保護手段の採用を義務づけており、その違反に対しては、罰則が科されることになっている。

〔35〕パリ条約のストックホルム改正条約における国の紋章等の保護に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 同盟国は、他の同盟国の国の紋章を権限のある官庁の許可を受けずに商標又はその構成部分として使用することが、当該使用者と当該他の同盟国との間に関係があると公衆に誤って信じさせるようなものと認められない場合には、その使用を禁止する義務を負わない。
- 2 同盟国は、他の同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号を商標又はその構成部分として使用することを、当該記号を含む商標が当該記号の用いられている商品と同一又は類似の商品について使用されるものでない場合にも、禁止しなければならない。
- 3 同盟国は、1又は2以上の同盟国が加盟している政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称については、当該政府間国際機関が国際事務局を通じて同盟国に通知したものでなくても、その商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とする義務を負う。
- 4 同盟国は、他の同盟国の国の紋章については、その使用が商品の原産地の誤認を生じさせるようなものである場合には、商標又はその構成部分として使用するか否かにかかわらず、許可を受けないで取引においてその紋章を使用することを禁止する義務を負う。
- 5 同盟国の国民は、自国の国の記章の使用を許可されていても、当該記章が他の同盟国の国の記章と類似するものである場合には、当該記章を使用することができない。

〔36〕特許法に規定される特許料に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国又は特許料の免除を受ける者と特許料の減免を受けない法人甲との共有に係る特許権の設定の登録を受ける場合、持分の定めがあるときは、甲は、その持分に応じた特許料を納付しなければならない。
- 2 資力に乏しい者が納付を猶予され得る特許料は、第1年から第3年までの各年分の特許料だけではない。
- 3 特許料及び割増特許料の追納により回復した物の発明についてされている特許の特許権の効力は、追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前に、日本国内において生産した当該物には、及ばない。
- 4 特許料及び割増特許料の追納により回復した物の発明についてされている特許の特許権の効力は、追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前に、その物の生産に用いる物の輸入をした行為には、及ばない。
- 5 特許料及び割増特許料の追納により回復した物を生産する方法の発明についてされている特許の特許権の効力は、追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前に、その方法により生産した物の輸入をした行為には、及ばない。

〔37〕商標権の専用使用権と通常使用権等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録出願の際に他人の承諾を得て、その氏名を含む商標として登録された商標の商標権者は、その他人の承諾を得なければ、当該商標権について第三者に専用使用権を設定することができない。
- (ロ) 相互に類似する商標であって、何れも「机」を指定商品とする2つの登録商標に係る商標権のうち、一方の商標権についてのみ専用使用権を設定することはできない。
- (ハ) 商標権者甲と利害が対立する株式会社乙が、当該商標権についての専用使用権者である株式会社丙を吸収合併した場合、乙は、甲の承諾を得なければ、専用使用権を取得することができない。
- (ニ) 専用使用権についての通常使用権を有する者は、商標権者の承諾を得たときは、その通常使用権について質権を設定することができる。
- (ホ) 甲が指定商品「a」について商標イの商標登録を受けたが、イの商標登録出願前から、不正競争の目的でなく、イと類似する商標ロを付した商品「b」(「b」は「a」と類似する。)を、乙が製造し、代理店丙が仕入れ、販売しており、ロが乙の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていた場合において、その後、乙と丙の間の代理店契約が解除され、乙と丁が新たに代理店契約を締結したときは、丁がロを付した「b」を乙から仕入れ、販売する行為は、甲の商標権の侵害となる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔38〕 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定における商標の保護に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 加盟国は、商標の実際の使用を登録出願の条件とすることはできず、登録要件とすることもできない。
- 2 登録された商標の権利者は、第三者が無断で、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識のみならず類似の標識を使用する場合であっても、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。
- 3 加盟国は、視覚によって認識することができない標識を、商標として登録することができる。
- 4 加盟国は、商標の使用を登録を維持するための要件とする場合において、商標権者自らによる商標の使用だけが登録を維持するための商標の使用となると定めることができる。
- 5 商標の譲渡は自由であり、加盟国は、商標が属する事業の移転とともにする場合でなければ商標の譲渡をすることができないと定めることは許されない。

〔39〕特許法に規定された手数料の納付に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許出願人でない者が出願審査の請求をした後、補正により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項についての出願審査の請求の手数料は、その請求をした者が納付しなければならない。
- 2 勤務規則の定めにより職務発明について従業者から特許を受ける権利を承継した使用者は、資力に乏しい者としての政令で定める要件に該当すれば、その職務発明についての特許出願の出願手数料の軽減又は免除を受けることができる。
- 3 特許出願について出願審査の請求をした後に、その特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、その時期によっては、返還の請求をしなくても、当該出願審査の請求の手数料の一部が返還される場合がある。
- 4 特許印紙をもって納付しなければならないとされている手数料でも、現金をもって納付できる場合がある。
- 5 特許出願について出願審査の請求をした者は、拒絶の理由の通知の前にその特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、その放棄又は取下げの日から1年以内であれば、当該出願審査の請求の手数料の一部の返還を請求することができる。

〔40〕秘密意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 2以上の意匠を包含する意匠登録出願をした者は、当該意匠を秘密にすることを請求していない場合でも、当該出願の一部を意匠法第10条の2第1項(意匠登録出願の分割)の規定による新たな意匠登録出願としたときは、その新たな意匠登録出願に係る意匠を秘密にすることを請求することができる。
- 2 秘密意匠権者がその意匠権を侵害する者に対して損害賠償を請求する場合、秘密請求期間の経過後は、直ちに侵害行為について過失の推定規定の適用を受けることができる。
- 3 秘密意匠に係る意匠権についての専用実施権者は、秘密請求期間中であっても、当該専用実施権を侵害した者に対して、その意匠に関する事項が掲載された意匠公報を提示して警告をした後であれば、差止請求権を行使することができる。
- 4 意匠イについて意匠登録出願をした出願人は、イが秘密意匠口と類似するときは、口の秘密請求期間中であっても、特許庁長官に請求することにより口を閲覧することができる場合がある。
- 5 意匠を秘密にすることを請求した意匠登録出願人は、意匠公報発行の日から3年以内の期間であれば、秘密請求期間の延長を請求することができる。

〔41〕 2人以上の出願人が、特許協力条約に基づき受理官庁としての国際事務局(以下、「RO/IB」という。)に国際出願をする場合、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 出願人全員が日本の居住者であり日本国籍のみを有する者である場合、国際調査は、その国際出願が受理官庁としての日本国特許庁にされたとしたならば管轄したであろう国際調査機関が管轄する。
- 2 出願人のうち1人が日本の居住者である国際出願である場合、出願人は日本の弁理士資格を有する者を、当該国際出願についてRO/IB、管轄国際調査機関及び管轄国際予備審査機関に対して業として手続をとる代理人として選任することができる。
- 3 出願人のうち少なくとも1人が締約国の居住者又は国民であれば、他の出願人全員が締約国の居住者又は国民でなくても、国際出願をすることができる。
- 4 出願人全員が日本の国民である場合であっても、国際出願をする手続きに関しては「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律」は適用されない。
- 5 全員が日本の居住者であり国民である出願人が日本語で国際出願した場合、出願人からRO/IBにあてる書簡は日本語で作成することができる。

〔42〕特許法に規定する手続の補正に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、以下において、「最初の拒絶理由通知」とは特許法第17条の2第1項第1号に規定する拒絶理由通知を、「最後の拒絶理由通知」とは同項第3号に規定する最後に受けた拒絶理由通知をいうものとし、また、特に文中に示した場合を除き、出願は、外国語書面出願ではないものとする。

- (イ) 外国語書面出願における外国語書面に記載されているが、外国語書面の翻訳文には記載されていない事項を明細書に追加する補正をすることができる場合はない。
 - (ロ) 最後の拒絶理由通知において指定された期間内に誤記の訂正のみを目的とする補正をした場合であって、補正後の当該出願に係る発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでないときは、その補正は却下された上で、当該出願について拒絶をすべき旨の査定がなされる。
 - (ハ) 特許法第36条第6項第2号に規定する要件(特許を受けようとする発明が明確であること)を満たしていない旨の最初の拒絶理由通知を受けた場合において、当該拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示された事項以外の事項についての、明りょうでない記載の釈明を目的とする補正は、することができない。
- (ニ) 出願審査の請求時に一部の請求項を削除する補正をした場合であっても、当該特許出願に対する最初の拒絶理由通知において指定された期間内に補正をするときは、その請求項を特許請求の範囲に追加することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔43〕特許法が規定する罰則に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 出願公開があった後に当該特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をされたにもかかわらず、引き続き業としてその発明を実施した者は、その実施がその発明に係る特許権の設定の登録前であっても、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられる。
- 2 詐欺の行為により特許を受けた者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられるとともに、当該特許は、詐欺の行為により特許を受けたことを理由として常に無効とされる。
- 3 特許権者が、当該特許に係る物でない製品の包装に、その特許の特許表示と紛らわしい表示を付した者を見つけた。この場合、その特許権者が告訴をしなくとも、その者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる。
- 4 特許法の規定により特許庁から呼出しを受けたにもかかわらず、正当な理由がなく出頭しない者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。
- 5 特許庁の職にあった者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らしたときは、その者が1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるとともに、その者が代表者である法人にも、罰金刑が科せられる。

〔44〕意匠登録出願についての補正及び補正の却下の決定に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 補正の却下の決定を受けた意匠登録出願人は、補正却下決定不服審判を請求した後は、その決定の謄本の送達があった日から30日以内であっても、当該補正後の意匠について補正の却下の決定に基づく新たな意匠登録出願をすることができる場合はない。
- (ロ) 意匠登録出願の意匠に係る物品の使用方法に関する願書の記載について補正をするとき、願書の記載の要旨を変更するものとしてその補正が却下される場合はない。
- (ハ) 意匠登録出願人は、その意匠登録出願に関し、意匠登録をすべき旨の査定謄本の送達があった後、願書の記載又は願書に添付した図面について補正をすることができる場合がある。
- (ニ) 拒絶査定不服審判において、願書の記載についてした補正が決定をもって却下された場合、その決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、補正却下決定不服審判を請求することができる。
- (ホ) 意匠登録出願の意匠に係る物品の材質又は大きさに関する願書の記載について補正をするとき、願書の記載の要旨を変更するものとして補正が却下される場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔45〕商標権の効力に関し、我が国の判決例に照らし、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標権を侵害した者に対し、「登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭」を損害の額として請求できる旨を定めた商標法第38条第3項は、不法行為に基づく損害賠償請求において、損害の発生していないことが明らかな場合にまで侵害者に損害賠償義務がある、とする趣旨の規定ではない。
- 2 商標法第38条第1項所定の「商標権者がその侵害行為がなければ販売することができた商品」であるか否かについては、商標権を侵害する商品と登録商標に係る商品との間の市場における相互補完関係の存在の有無によって、判断される。
- 3 輸入された真正な樽詰めの化学肥料を、流通の過程で、商標権者の許諾を得ずに、小分けし小袋に詰め替え再包装し、これに登録商標と同一又は類似の商標を使用して再度流通に置く行為は、当該登録商標に係る商標権を侵害する行為である。
- 4 登録商標が付された、並行輸入による真正商品に印字されたシリアルナンバーを除去する行為は、登録商標の有する品質保証機能を補完する標章を抹消する行為であるから、当該登録商標に係る商標権を侵害する行為である。
- 5 指定商品を「ぶどう、その種子、乾ぶどう」とする登録商標「巨峰」と同一の文字よりなる標章を「ぶどう出荷用包装資材」に普通に用いられる方法で表示しても、商標法第26条第1項第2号により、商標権の効力は当該標章に及ばず、当該標章の使用の差止請求は認められない。

〔46〕 実用新案技術評価の請求及び実用新案権の訂正に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 2以上の請求項に係る実用新案登録出願については、実用新案技術評価の請求は、請求項ごとにすることができない。
- (ロ) 実用新案技術評価の請求をした後においては、実用新案登録出願を取り下げることができない。
- (ハ) 実用新案技術評価の請求は、実用新案法第31条第1項の規定による第4年分の登録料を納付しなかったために、当該実用新案権が消滅した後においてははすることができる場合はない。
- (ニ) 請求項の削除を目的とする訂正は、実用新案法第31条第1項の規定による第4年分の登録料を納付しなかったために、当該実用新案権が消滅した後においてははすることができる場合はない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔47〕特許法に規定される審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 請求人として審判に参加した甲が破産宣告を受けた。この場合、甲について生じた審判手続の中断の効力は、被参加人についても生ずる。
- 2 無効理由 a に基づく特許無効審判 A の審理と、無効理由 b に基づく特許無効審判 B の審理とを併合するためには、無効理由 a と無効理由 b とが関連性を有することが必要である。
- 3 審判長は、口頭審理による審判の期日に、当事者及び参加人のいずれも出頭しないときは、再度、期日を指定しなければならない。
- 4 請求項 1 及び 2 に係る特許について、請求項 1 に係る特許に対する無効理由 a と請求項 2 に係る特許に対する無効理由 b とを理由とする特許無効審判が請求された場合、無効理由 a と b とが異なるものであっても、請求項 1 に係る特許を無効にすべきものと判断したときは、無効理由 b について審理をすることなく、いずれの特許をも無効にすべき旨の審決をすることができる。
- 5 特許請求の範囲に複数の請求項が記載された特許出願の拒絶査定不服審判において、一部の請求項に係る発明について特許を受けることができないと判断しただけでは、当該査定を維持する旨の審決をすることはできない。

〔48〕台湾で、台湾籍のみを有し且つ台湾の居住者である者により出願された特許出願及び商標の登録出願に基づく優先権に関する我が国の取り扱いについて、次の(イ)～(ロ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定以外の世界貿易機関を設立するマラケシュ協定中の規定は考慮しないものとする。また、特許庁長官は、台湾について、特許法第43条の2第2項に基づく指定を1996年2月1日に行っており、台湾は、パリ条約の同盟国ではないが、世界貿易機関には2002年1月1日に加盟している。

- (イ) 2001年12月31日以前に台湾で出願された特許出願に基づく優先権については、特許法第43条の2第2項の規定の有無にかかわらず、パリ条約第4条の規定の例により、その優先権の主張を我が国において行うことが、台湾の世界貿易機関への加盟によって可能となった。
- (ロ) 特許法第43条の2第2項に基づく指定が特許庁長官によりなされていたのは、台湾においても、日本国民に対し我が国と同一の条件により優先権の主張を認めるとしていたためである。
- (ハ) 2002年1月1日以降、台湾籍のみを有し且つ台湾の居住者である者は、台湾で出願された特許出願に基づく優先権を主張して、我が国を指定国とする特許協力条約に基づく国際出願を行うことが可能となった。
- (ニ) 1996年2月1日以降に台湾で出願された特許出願に基づく優先権については、パリ条約第4条の規定の例により、その優先権の主張を我が国において行うことが可能となった。しかし、1996年2月1日以降、2001年12月31日までに台湾で出願された商標の登録出願に基づく優先権については、商標法第13条が、特許法第43条の2第2項を準用していることを根拠として、ただちにその優先権を我が国で主張することができるようになったわけではない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔49〕意匠権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 意匠権者甲は、その意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分のみが先願に係る意匠権者乙の意匠権と抵触するとき、業としてその登録意匠の実施をすることができない。
- (ロ) 意匠権者は、その意匠権について意匠法第33条(通常実施権の設定の裁定)の規定による通常実施権者があるときは、その者の承諾を得なければ、当該意匠権を放棄することができない。
- (ハ) 同日出願に係る意匠権者甲の登録意匠イと意匠権者乙の登録意匠ロの両意匠に類似する意匠ハがあるとき、甲及び乙は、互いに相手の許諾を得ることなく、業として意匠ハの実施をすることができる。
- (ニ) 意匠権に係る登録料に関し、納付すべき者である意匠権者が反対の意思表示をしている場合であっても、当該意匠権についての通常実施権者は意匠権者の意に反してこれを納付することができ、かつ意匠権者に対して費用のすべてについて償還を請求することができる。
- (ホ) 意匠の創作をした者が意匠権の設定の登録を受ける場合において、その者が資力に乏しい者として政令で定める要件に該当し、かつ登録料を納付することが困難であると特許庁長官により認められたときは、登録料の軽減又は免除を受けることができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔50〕著作者人格権に関し、次の(イ)～(ホ)の記述のうち、適切なものを組み合わせたものは、後記1～5のうち、どれか。

- (イ) 未公表の楽曲の著作物の演奏権を譲り受けた者が当該楽曲を演奏ではなく出版により公表したとしても、楽曲の著作者の公表権を侵害しない。
- (ロ) 名作絵画を故意に焼失させる行為は、同一性保持権の侵害となる。
- (ハ) 著作物の改変が元の著作物の本質的な特徴を直接感得させない程度に達している場合には、同一性保持権の侵害とはならない。
- (ニ) 著作者の名誉・声望を害する著作物の改変が行われた場合に限って、同一性保持権の侵害が成立する。
- (ホ) 著作物である建築物を増築する行為は、同一性保持権を侵害しない。

- 1 (イ)と(ロ)
- 2 (ロ)と(ハ)
- 3 (イ)と(ホ)
- 4 (ハ)と(ニ)
- 5 (ハ)と(ホ)

〔51〕商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 外国人は、我が国における商標登録出願の出願人又は商標登録の商標権者であるならば、特許庁長官に、その商標登録出願又は商標登録を基礎とした国際登録出願をすることができる。
- (ロ) いわゆるセントラルアタックにより日本国を指定する国際登録が取り消された場合、その国際登録に係る国際商標登録出願がパリ条約第4条の規定による優先権の主張を伴うものであって、その優先権の主張が認容されていたときは、商標法第68条の32第1項の規定による国際登録の取消し後の商標登録出願についても、優先権の主張の手続をあらためて行うことなく、当該優先権が認められる。
- (ハ) 国際登録に基づく商標権について、その基礎とした国際登録が指定商品及び指定役務のすべてについて消滅した場合、その国際登録が国際登録簿において消滅した日より後に行われた一切の他人の商標の使用行為に対して、その商標権の侵害を理由とする損害賠償は、請求することができない。
- (ニ) 国際商標登録出願については、出願の分割をすることができる場合はあるが、出願の変更をすることはできない。
- (ホ) 議定書の廃棄後の商標登録出願(商標法第68条の33第1項)に係る商標登録が商標法第3条の規定に違反してされたときは、その商標登録に係る利害関係人は、商標権の設定の登録の日から5年を経過する前であっても、商標登録の無効の審判を請求できない場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔52〕発明の新規性の喪失の例外(特許法第30条)の規定に関し、次の(イ)～(ロ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、出願は、特に文中に示した場合を除き、国際特許出願ではないものとする。

- (イ) 特許を受ける権利を有する者甲の意に反して当該発明イが特許法第29条第1項第1号に該当するに至ったとき、その該当するに至った日から6月以内にイについて特許出願をしても、イが甲の意に反して新規性を喪失するに至ったことを証明する書面を特許出願の日から30日以内に提出しなければ、イについて、同法第30条第2項の規定の適用を受けることができない。
- (ロ) 発明イについて特許を受ける権利を有する者甲が試験を行うことにより、イが日本国内において公然知られるに至った後、乙が、独自にしたイと同一の発明について特許出願Aをした。Aの出願の日後甲がイについて特許法第30条第1項及び第4項に規定する要件を満たした特許出願Bをしたとき、Bは、Aをいわゆる先願として同法第29条の2又は第39条第1項の規定により拒絶される場合はない。
- (ハ) 国際特許出願に係る発明について特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面及びその国際特許出願に係る発明が同項に規定する発明であることを証明する書面を、国内処理基準時の属する日後30日以内に、特許庁長官に提出することができる。
- (ニ) 特許法第30条第3項の規定の適用を受けることができる博覧会のうち、特許庁長官の指定を必要としないものは、政府又は地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会及びパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等又はその許可を受けた者が開設する博覧会である。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔53〕意匠の審判又は再審に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 意匠登録出願を拒絶すべき旨の査定を受けた者が、査定の際の送達があった日から30日を超えた日に当該査定に対する拒絶査定不服審判の請求を行った場合、審判長は決定をもって当該審判事件に係る手続を却下することができる。
- 2 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠についての意匠登録であることを理由とする意匠登録無効審判は、利害関係人に限りこれを請求することができる。
- 3 関連意匠の意匠登録について、その登録意匠が本意匠に類似しないものであることを理由として、意匠登録無効審判を請求することができる。
- 4 意匠登録を無効にすべき審決が確定した後に再審により意匠権が回復した場合、当該意匠権の効力は、当該審決に係る意匠登録無効審判の請求のあった後かつ当該審決の確定前に、その意匠権についての正当な権原を有しない者が善意に日本国内で製造した当該登録意匠に係る物品には、及ばない。
- 5 登録意匠に係る物品が「乗用自動車兼自動車おもちゃ」である意匠登録について、意匠法第7条(一意匠一出願)の規定に違反することを理由として、意匠登録無効審判を請求することはできない。

〔54〕特許法が規定する審判請求書の補正について、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許無効審判以外の審判にあっては、審判請求書の要旨を変更する補正は、請求の理由の補正を含め、許されることはない。
- 2 特許無効審判における請求の理由の補正は、その要旨を変更するものである場合に、訂正の請求によりその補正をする必要が生じたことが認められ、しかも、審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかなものであっても、許されないことがある。
- 3 特許無効審判における請求の理由の補正が、その要旨を変更するものであったが、審判長は、その補正を許可する旨の決定をした。この場合、被請求人は、その補正が審理を不当に遅延させるおそれがあることを理由として、その決定に対して不服を申し立てることができる。
- 4 特許無効審判における請求の理由の補正が、その要旨を変更するものであっても、その補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかったことにつき合理的な理由があること、及び被請求人がその補正に同意したことが認められ、かつ、その補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかなものであるとき、審判長は、その補正を許可しなければならない。
- 5 審判長は、審判請求書の要旨を変更する補正を許可するときは、必ず、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

〔55〕標章イが日本全国のほとんどすべての地域で甲の商品等表示として需要者の間に広く認識されているときに、不正競争防止法に基づく使用差止請求に関して、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 A県では、標章イが、乙の商品等表示として、需要者の間によく知られており、甲の商品等表示としてはよく知られていなかった場合、乙の営業範囲がA県にとどまるときでも、甲の乙に対する差止請求は認められる。
- 2 標章イが、甲の商品等表示として需要者の間に広く認識される前に、乙がその標章の使用を開始していた場合で、乙に不正の目的がないときでも、甲の乙に対する混同防止表示付加請求は認められる。
- 3 標章イが甲の有名ブランドの商標であり、この標章を乙が古びた喫茶店に使用したような場合には、甲の乙に対する差止請求は認められない。
- 4 乙が自己の氏名イを甲の標章イが周知になった後から使用した場合には、不正の目的がない場合でも、甲の乙に対する差止請求は認められる。
- 5 乙がその標章イをドメインネームとして使用したとしても、ドメインネームは電話番号のようなものであるから、甲の乙に対する差止請求は認められない。

〔56〕特許出願についての拒絶査定不服審判及び前置審査に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、以下において、「最後の拒絶理由通知」とは、特許法第17条の2第1項第3号に規定する最後に受けた拒絶理由通知をいうものとする。

- 1 拒絶査定不服審判においては、審査官が拒絶理由を通知することなく拒絶をすべき旨の査定をした場合でなければ、さらに審査に付すべき旨の審決をすることができない。
- 2 前置審査における審査官は、その前置審査に係る特許出願について拒絶をすべき旨の査定をした審査官でなければならない。
- 3 最後の拒絶理由通知の理由によって拒絶をすべき旨の査定がなされた場合、その査定に対して請求された拒絶査定不服審判においては、改めて拒絶理由を通知することなく、その最後の拒絶理由通知に先立って通知された拒絶理由によって、その査定を維持する旨の審決をすることはできない。
- 4 前置審査における審査官の除斥については、審判官の除斥の規定の全てが準用される。
- 5 前置審査における審査官は、審判請求書が不適法なものであったとしても、請求人に対して、その審判請求書の補正を命じることはできない。

〔57〕次の ~ までの空欄に適切な語句を選んで入れると、先使用権に関する最高裁昭和61年10月3日判決についてのまとまった文章になる。 ~ までの空欄の入るべき語句の組合せとして、最も適切なものは、どれか。

特許法79条にいう発明の実施である「事業の準備」とは、特許出願に係る発明の内容を知らないでこれと同じ内容の発明をした者又はこの者から知得した者が、その発明につき、いまだ事業の実施の段階には至らないものの、の意図を有しており、かつ、そのの意図がに認識される態様、程度において表明されていることを意味すると解するのが相当である。

また、特許法79条所定のいわゆる先使用権者は、「その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において」特許権につきを有するものとされるが、ここにいう「実施又は準備をしている発明の範囲」とは、特許発明の特許出願の際(優先権主張日)に先使用権者が現に日本国内において実施又は準備をしていた実施形式に限定されるものではなく、その実施形式に具現されている技術的思想すなわちをいうものであり、したがって、先使用権の効力は、特許出願の際(優先権主張日)に先使用権者が現に実施又は準備をしていた実施形式だけでなく、これに具現された発明と同一性を失わない範囲内において変更した実施形式にも及ぶものと解するのが相当である。けだし、先使用権制度の趣旨が、主として特許権者と先使用権者とのを図ることにあることに照らせば、特許出願の際(優先権主張日)に先使用権者が現に実施又は準備をしていた実施形式以外に変更することを一切認めないのは、先使用権者にとって酷であって、相当ではなく、先使用権者が自己のものとして支配していたにおいて先使用権を認めることが、同条の文理にもそうからである。

1	実施準備	主観的	通常実施権	発明の範囲	均等
2	即時実施	主観的	専用実施権	発明の範囲	均等
3	実施準備	客観的	通常実施権	均等の範囲	公平
4	即時実施	客観的	通常実施権	発明の範囲	公平
5	実施準備	客観的	専用実施権	均等の範囲	公平

〔58〕著作隣接権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 実演家に与えられている商業用レコードの二次使用料を受ける権利は、レコード製作者によってのみ行使することができる。
- 2 放送事業者は、テレビジョン放送を、繁華街で大型スクリーンに映す者に対して、放送事業者の権利を主張することができる。
- 3 実演家は、自己の実演の録画を許諾した場合には、その許諾に基づき作成されている録画物を放送する行為に対して、放送権の侵害を主張できない。
- 4 レコード製作者に与えられている貸与に関する権利は、1月以上12月を超えない範囲において政令で定める期間を経過した後は、報酬請求権となる。
- 5 実演家に与えられる同一性保持権は、実演の性質や利用の目的、態様に照らしやむを得ないと認められる改変、又は、公正な慣行に反しないと認められる改変には適用されない。

〔59〕意匠登録出願の先願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- (イ) 甲が、意匠登録出願Aに係る意匠イについて意匠権の設定の登録を受け、乙が、Aの出願の日後かつイが意匠公報に掲載される前に、イに類似する意匠口について意匠登録出願Bをした場合において、甲が当該意匠権を放棄したときは、Aは初めからなかったものとみなされ、乙は口について意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ロ) 甲が、組物全体として統一がある組物を構成する2以上の物品に係る意匠イについて意匠登録出願Aをし、これと同日に、乙がその組物を構成する物品のうち一の物品の意匠に類似する意匠口について意匠登録出願Bをしたとき、乙は、口について意匠登録を受けるために甲と意匠法第9条第2項の協議をしなければならない場合がある。
- (ハ) 甲が、実用新案登録出願をした後、意匠法第13条第2項(出願の変更)の規定により意匠登録出願に変更した場合において、その意匠登録出願に係る意匠イが、甲の実用新案登録出願の出願の日後でその出願変更の日前の意匠登録出願に係る乙の登録意匠口に類似するときは、そのことを理由として、甲はイについて意匠登録を受けることはできない。
- (ニ) 同一又は類似の意匠について同日に2以上の意匠登録出願があった場合において、当該複数の意匠登録出願の出願人の協議が成立しなかったことによりそれらの意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定が確定したときは、それらの意匠登録出願は、意匠法第9条第1項及び第2項の規定の適用については、初めからなかったものとみなされる。
- (ホ) 甲が、意匠登録出願Aに係る意匠イについて意匠権の設定の登録を受け、乙が、Aの出願の日後かつイが意匠公報に掲載される前に、イに類似する意匠口について意匠登録出願Bをした場合において、イについて意匠法第3条第1項第3号に該当することを理由とする意匠登録無効審判が請求され、その登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、Aは初めからなかったものとみなされ、乙は、口について意匠登録を受けることができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔60〕商標権の移転に関し、次の文章中の ~ の中に下記の語句群の中から最も適切な語句を選んで入れると、わが国における商標権の移転に関する取り扱いの変遷についてのある見解を述べた論述となる。そのうちの 、 、 、 及び に入れるべき語句の組み合わせとして、最も適切なものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

「旧商標法（大正10年4月30日法律第99号）第12条第1項は『商標権ハ其ノ営業ト共ニスル場合ニ限り』移転できる旨を規定していた。しかしながら、現行商標法ではこれに相当する規定がない。すなわち、現行法では、商標権は営業と分離して自由に売買その他の手段によって移転することができるのである。いわゆる商標権の自由譲渡である。商標権はその初めには人格権的性質が濃く、その営業と固く結びついていた。また、商標権を営業と分離して移転することを認めると商品の□□を生ずるおそれがあるし、その商標を使用した商品の□□をすることができないという理由で自由譲渡を認めなかった。しかし、その後次第に商標権の財産権としての地位の強化の傾向が一般的となり、経済界においても、商標に化体された□□そのものに財産的価値を認め、営業と離れた譲渡を認めるべきだという要請が極めて強く、形式的にはともかく、実態的には自由譲渡が行われていたといわれる。また、商品の□□の問題についても、一般消費者は□□があれば□□のいかんは問わないだろうし、その□□についても商標権者が同一でも必ずしも法的に□□があるわけではなく、逆に自由譲渡を認めたとしても商標権を譲り受けた者はそれまでに築かれた□□の維持につとめる結果□□が劣ることもないだろうから、一般的に自由譲渡を禁止する根拠とはなりえない。」

以上の見解は、現行法において商標権の自由譲渡を認めた理由として、商標権者の自由意思の下で、□□を維持することができれば、□□がやや損なわれることがあっても、□□という商標の本来的機能を果たすことができればよい、という考え方に基づいている。

語句群

自他商品・役務識別機能、出所表示機能、品質保証機能、
出所、出所の混同、品質、品質の誤認、品質の保証、信用

- | | | | |
|---|----------------------|----------------------|-------------|
| 1 | 品質の誤認
出所表示機能 | 品質の保証
自他商品・役務識別機能 | 品質保証機能 |
| 2 | 出所の混同
品質保証機能 | 出所の混同
自他商品・役務識別機能 | 出所表示機能 |
| 3 | 出所の混同
出所表示機能 | 出所の混同
自他商品・役務識別機能 | 品質保証機能 |
| 4 | 出所の混同
品質保証機能 | 出所の混同
出所表示機能 | 自他商品・役務識別機能 |
| 5 | 品質の誤認
自他商品・役務識別機能 | 品質の保証
出所表示機能 | 品質保証機能 |

